

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

東近江市長 小椋正清

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例

東近江市印鑑条例（平成17年東近江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及び暗証番号（暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。）を使用して」を「次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

第12条第1号中「シティカード」を「前条第1項の場合において、シティカード」に改め、同条第2号中「所定の」を「前条第1項の場合において、所定の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。